

愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会議事録

1 日 時 令和元年 11 月 25 日(月)13:30～15:00

2 場 所 愛媛県庁第一別館 3 階第 3・第 5 会議室

3 出席者 委員 5 名

高橋治郎（愛媛大学名誉教授）

矢田部龍一（愛媛大学大学院防災情報研究センター特命教授）

河野公栄（愛媛大学アカデミックアドバイザー）

佐藤久子（愛媛大学大学院理工学研究科教授）

鳥居順子（県立医療技術大学教授）

4 傍聴者 なし

5 報 告

東温市六価クロム土壌汚染について

6 議 題

(1) 旧愛媛県窯業技術センターにおける土壌汚染について

(2) 新居浜市惣開町乙 709 番 1 の一部における土壌汚染について【非公開】

(3) 四国中央市三島紙屋町字大塚 339 の一部他 3 筆における土壌汚染について

【非公開】

7 審議等の内容

（開会）

環境局長

（あいさつ）

事務局

（委員紹介）

事務局

本日は、旧愛媛県窯業技術センターにおける土壌汚染について等、3 議題について、御審議をお願いすることとしております。

また、報告事項として、東温市六価クロム汚染に係る地下水モニタリング状況について御報告させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

当委員会の会議の公開について御説明します。

当委員会の性質上、会議の内容に、土壌汚染の原因となった製造施設の詳細や、今後の建設する施設の詳細設計など、事業者の技術情報が含まれる可能性があることから、当委員会の取り決めで、区域指定等に関する審議については、地方公共団体等に係る指定案件以外は非公開で会議することとしております。

したがいまして、今日の会議では、議題1の県窯業技術センターについては公開で、残りの議題2、3については非公開で、会議を行います。

当委員会は、設置要綱により、会長が議長を務めることとなっておりますので、ここからの議事進行につきましては、高橋会長にお願いします。

高橋会長

さっそく審議に入ります。本日は審議案件が3件と報告事項1件を予定しています。

非公開の議題を後に回す都合上、先に報告事項から進めたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料1について説明)

高橋会長

ただ今の説明につきまして、御意見等はございますか。

矢田部委員

この結論でよいと思います。私は以前、県からの委託でシミュレーションを行いました。その時の結果から、汚染が拡がりにくいことが分かっています。今後もモニタリングを継続するのであれば、長期にわたって観測を継続することになることを理解したほうがよいです。

高橋会長

この件が始まった平成14年から16～17年間毎月データを送っていただいています。その間、委員の皆様へも観測データが毎月送られています。健康被害のおそれはないので、気長にデータをとっていくことになると思いますが、他の土壌汚染事例の参考になるように、今後データをまとめてほしい。対策としては、周辺で地下水を飲料水として使っていないこと、アスファルトで地表面を覆っていることから、健康被害のおそれはないので、モニタリングを続けていくこととなります。

高橋会長

続いて、審議事項に入ります。議題1「旧愛媛県窯業技術センターにおける土壌汚染」について、事務局から説明を求めます。

事務局

(資料2～4について説明)

高橋会長

ただ今の説明につきまして、御意見等はございますか。

矢田部委員

ボーリング調査で深さ方向は調べていないのでしょうか。

事務局

今後ボーリング調査を行い、汚染深度の拡がりを把握したのち、掘削除去を行う予定です。

佐藤委員

掘削した後の土壌の処分はどのようにするのでしょうか。また、量はどのくらいでしょうか。

事務局

具体的な方法は未定ですが、区域指定された区域から搬出された汚染土壌は、土壌汚染対策法の許可をとった業者で処分する規定になっています。掘削量については、ボーリング調査結果後に判明します。

河野委員

サンプリングの頻度は10mメッシュですか。具体的な採取方法は。

事務局

法の規定に基づき基本的に10mメッシュごとに1地点でサンプリングしています。メッシュのうち、最も汚染の可能性の高いポイント1地点で採取しています。今回は洗浄しているところの配管の直下を選定しています。

高橋会長

先ほど事務局から説明がありましたとおり、土壌汚染対策法に基づく、指定基準に適合しない区域については、同法第11条第1項の規定により「形質変更時要届出区域」に指定することについては、適当であるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

高橋会長

それでは、適当ということで処理してください。

なお、本件については、県が、汚染土壌を掘削除去する予定としております。「区域指定の解除」につきましても、今後、掘削除去工事が完了し、解除条件が整い次第、判断することとなりますが、その際には、あらためてこの委員会を開催し、ご意見をうかがう予定ですので、よろしくお願ひします。

公開の議題は以上です。